

さいたま市監査委員告示第31号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年4月6日付けさいたま市監査委員告示第11号で公表した財政援助団体等監査（出資団体）の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和5年10月6日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	三	神	尊	志
同	高	子		景

指摘事項等措置報告書

都市局 みどり公園推進部 都市公園課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>公益財団法人さいたま市公園緑地協会</p> <p>1 棚卸資産の評価方法において、最終仕入原価法を採用しているが、期中の仕入れがなかったにもかかわらず、期中で仕入れた場合の単価で棚卸資産を計上していたので、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>2 貸借対照表及び貸借対照表内訳表において、貸借対照表日後1年以内に支払期限が到来するリース債務を、流動負債へ計上していなかったため、リース取引に関する会計基準に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>3 予算の流用において、常務理事決裁とすべきところを事務局長決裁としていたため、公益財団法人さいたま市公園緑地協会理事職務権限規程第7条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>公益財団法人さいたま市公園緑地協会</p> <p>1 公益財団法人さいたま市公園緑地協会に対して、棚卸資産の評価方法について、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、公益財団法人さいたま市公園緑地協会では、令和4年度決算において、最終仕入原価法に基づき適正に事務処理を行いました。</p> <p>2 リース債務に関する会計処理について、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、公益財団法人さいたま市公園緑地協会では、令和4年度決算での貸借対照表及び貸借対照表内訳表において、貸借対照表日後1年以内に支払期限が到来するリース債務を流動負債に計上し、リース取引に関する会計基準に基づき適正に事務処理を行いました。</p> <p>3 予算の流用について、公益財団法人さいたま市公園緑地協会理事職務権限規程第7条により、常務理事決裁と定められていることから、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、公益財団法人さいた</p>

	<p>ま市公園緑地協会では、令和4年度における予算の流用について、理事職務権限規程第7条に基づき、常務理事決裁にて適正に事務処理を行いました。</p>
--	---